

## 愛知県感染防止対策協力金(4/20~5/31実施分) 営業時間短縮要請枠の申請に関する誓約書

私は、愛知県感染防止対策協力金(4/20~5/31実施分)営業時間短縮要請枠(以下「協力金」という)の申請にあたり、以下のことを誓約します。

誓約内容
申請書の内容に虚偽や不正はありません。なお、申請書の内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、協力金の申請を取り下げます。また、協力金交付後に発覚した場合は、協力金を返還するとともに、加算金の支払いに応じます。
本協力金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
協力金の交付を申請した施設において、業種別ガイドラインを遵守し、「安全・安心宣言施設」登録、PRステッカーとポスター掲示を行うとともに、適切な感染防止に努めました。
以下のいずれかまたは両方の要請期間において、休業要請・営業時間短縮要請の対象施設を有しており、感染防止対策のため、協力金の交付を申請した施設(店舗)の休業又は営業時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛等を実施しました。 〈4月20日から5月11日までの期間〉 【名古屋市内】 従前より午前5時から午後8時の時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時から午後8時までに短縮。酒類の提供を行っている場合は、提供時間を午前11時から午後7時までに短縮。 カラオケ設備を提供している飲食店等はカラオケ設備の利用を自粛。 【名古屋市を除く愛知県内全域】 従前より午前5時から午後9時の時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時から午後9時までに短縮。 カラオケ設備を提供している飲食店等はカラオケ設備の利用を自粛。 〈5月12日から5月31日までの期間〉 【愛知県内全域】 従前より午前5時から午後8時の時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時から午後8時までに短縮又は休業。酒類又はカラオケ設備を提供する(酒類の持込を含む)飲食店等は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止め。 ※従前より午前5時から午後8時までの時間内に営業を行い、かつ、酒類又はカラオケ設備を提供する(酒類の持込を含む)飲食店等は、休業。
愛知県感染防止対策協力金(12/18~1/11実施分、1/12~2/7実施分、2/8~3/21実施分、3/22~4/19実施分)の申請に際して提出した書類を、当申請の審査において利用することに同意します。また、書類の再提出を求められた際には、速やかに提出に応じます。
愛知県知事が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況等を確認し、申請内容に虚偽や不正が無いかを確認することに同意します。
愛知県が実施する営業時間短縮要請等の遵守状況を確認する見回り活動が実施される場合には、これに応じます。
交付申請日時点で倒産・廃業していません。
代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に事実上参画していません。
申請書の内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否か確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
申請内容の証拠書類を保存するとともに、愛知県から申請の内容について検査・報告・証拠書類の提出の求めがあった場合にはこれに応じます。
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への補助金、支援金等の交付事務に関して、本協力金の申請内容を、国や市町村へ提供することに同意します。

令和 年 月 日

自宅住所(法人の場合は本店所在地)

屋号(法人の場合は法人名)

代表者役職・氏名